



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *46 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部
を改正する規則 (子ども未来課)..... 1

○ 告示

- 1079 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録研修機関の登録 (長寿社会課)..... 2
1080 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 2
1081 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 3
1082 農用地利用配分計画の認可 (")..... 3
1083 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)..... 3
1084 道路の区域変更 (道路保全課)..... 4
1085 道路の供用開始 (")..... 4
1086 道路の区域変更 (")..... 4
1087 道路の供用開始 (")..... 5
1088 道路の区域変更 (")..... 5
1089 道路の供用開始 (")..... 5
1090 道路の区域変更 (")..... 6
1091 道路の供用開始 (")..... 6
1092 道路の区域変更 (")..... 6
1093 道路の供用開始 (")..... 7
1094 道路の区域変更 (")..... 7
1095 道路の供用開始 (")..... 8
1096 道路の区域変更 (")..... 8
1097 道路の供用開始 (")..... 8
1098 道路の区域変更 (")..... 9
1099 道路の供用開始 (")..... 9
1100 " (")..... 9
1101 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 10
1102 " (")..... 10

○ 公告

- 役務の提供等の契約に係る入札参加資格審査申請の受付 (総務事務集中課)..... 10

規 則

和歌山県規則第46号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成18年和歌山県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号」を「平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 削除

別記第11号様式中「省令」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1079号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第2項の規定により、登録研修機関を次のとおり登録したので、公示する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	研修の課程	事業者の氏名 又は名称	事業者の住所	登 録 年月日
3010002	株式会社コム・ スタッフ	紀の川市藤崎49-8	第一号・第二号研修 (不特定の者対象)	株式会社コム・ スタッフ	大阪府大阪市西区 西本町1-11-1-408	平成 27.9.8

和歌山県告示第1080号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ和歌山北インター店
和歌山県和歌山市直川字船渡田401番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成27年和歌山県告示第521号

3 意見の概要

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守し、廃棄物の減量化及び再資源化に取り組み、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

(2) 騒音規制法及び振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。

(3) 建設リサイクル法を遵守して工事を施工し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

(4) 屋外広告物条例を遵守し、周辺環境に影響を与えないよう努めてください。

(5) 市道直川45号線において、南進の渋滞が懸念されますので検討してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成27年9月18日から同年10月19日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1081号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年9月8日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年10月1日まで縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第39号	日高郡日高町原谷字下垣内263-1外3筆

和歌山県告示第1082号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年9月8日に認可した。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第28号-1	有田郡湯浅町青木字上代106-3外8筆
平成27年度第28号-2	有田郡湯浅町山田字垣内地1690-42

和歌山県告示第1083号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合の地区のうち御坊市塩屋町南塩屋及び比井崎漁業協同組合の地区	総トン数20トン以上80トン未満の動力漁船を使用して行う中型まき網漁業	日高まき網
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町鬮野川に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	橋杭一本釣

和歌山県告示第1084号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字長谷川字西ノ平273番7地先から同町大字長谷川字馬谷132番1地先まで	旧	4.86 ） 11.70	144.87	
同上	新	10.42 ） 21.34	143.40	

和歌山県告示第1085号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字長谷川字西ノ平273番7地先から同町大字長谷川字馬谷132番1地先まで

供用開始の期日 平成27年9月18日

和歌山県告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

有田郡有田川町大字金屋字平見 381番1地先から同町大字金屋字 楠縄手403番地先まで	旧	5.30 } 13.50	234.29	
同上	新	5.69 } 25.39	232.23	

和歌山県告示第1087号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字金屋字平見381番1地先から同町大字金屋字楠縄手403番地先まで

供用開始の期日 平成27年9月18日

和歌山県告示第1088号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字杉野原字深 谷41番1地先から同町大字板尾 字野手314番1地先まで	旧	3.10 } 28.63	1,085.00	
同上	新	3.10 } 28.63	1,085.00	
同上	新	9.00 } 84.14	964.00	ししがせトンネル L=161.00

和歌山県告示第1089号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字杉野原字深谷41番1地先から同町大字板尾字野手314番1地先まで

供用開始の期日 平成27年9月24日 午後2時

和歌山県告示第1090号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那賀かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字笠田中字古松山827番1地先から同町大字笠田中字的場494番1地先まで	旧	4.81 } 55.74	1,615.13	
同上	新	4.81 } 55.74	1,615.66	

和歌山県告示第1091号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那賀かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字笠田中字古松山827番1地先から同町大字笠田中字的場494番1地先まで

供用開始の期日 平成27年9月19日 午後3時

和歌山県告示第1092号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉備金屋線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
有田郡有田川町大字水尻字谷前 6番3地先から同町大字明王寺字 供田86番13地先まで	旧	9.75 } 23.94	793.73	吉備金屋高架橋 L=370.50
同上	新	9.75 } 23.94	802.73	吉備金屋高架橋 L=370.50

和歌山県告示第1093号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 吉備金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字水尻字谷前6番3地先から同町大字明王寺字供田86番13地先まで

供用開始の期日 平成27年9月19日 午後4時

和歌山県告示第1094号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
御坊市湯川町小松原字九原坪54 2番2地先から同市湯川町小松原 字瀬崎坪578番6地先まで	旧	8.15 } 9.75	60.50	新川橋 L=18.30
同上	新	8.15 } 9.75	60.50	新川橋 L=18.30
同上	新	7.90 } 9.30	80.00	斉川ボックス L=12.20

御坊市湯川町小松原字九原坪544番4地先から同市湯川町小松原字瀬崎坪578番6地先まで	新	2.50 } 9.30	115.00	新川仮歩道橋	L=14.16
---	---	-------------------	--------	--------	---------

和歌山県告示第1095号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 御坊市湯川町小松原字九原坪542番2地先から同市湯川町小松原字瀬崎坪578番6地先まで

御坊市湯川町小松原字九原坪544番4地先から同市湯川町小松原字瀬崎坪578番6地先まで

供用開始の期日 平成27年9月18日

和歌山県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 南紀白浜空港線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町字馬ノ一原3031番340地先から同町字瓜切2926番1098地先まで	旧	30.70 } 53.20	123.06	
同上	新	33.20 } 83.10	157.15	

和歌山県告示第1097号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 南紀白浜空港線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町字馬ノ一原3031番340地先から同町字瓜切2926番1098地先まで

供用開始の期日 平成27年9月18日 午後3時

和歌山県告示第1098号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 栄岩崎線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町才野字安久川1166番9地先から同町才野字安久川1127番1地先まで	旧	9.90 ） 27.00	312.50	
同上	新	13.80 ） 46.20	318.30	

和歌山県告示第1099号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 栄岩崎線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町才野字安久川1166番9地先から同町才野字安久川1127番1地先まで

供用開始の期日 平成27年9月18日 午後3時

和歌山県告示第1100号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 白浜温泉線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町才野字大森1640番164地先から同町中宇小森1901番地先まで
 供用開始の期日 平成27年9月18日 午後3時

和歌山県告示第1101号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3312	紀の川市古和田字千檀ノ木 429番1の一部	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	平成 27.9.3	6.00	33.16

和歌山県告示第1102号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3308	橋本市高野口町名古曾字町 田333番1の一部	橋本市東家五丁目4番1号 丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦	平成 27.9.4	6.00	36.83

公 告

公 告

和歌山県が発注する役務の提供等の契約に係る競争入札についての和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「参加資格要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成27年9月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 資格審査の対象

参加資格要綱に基づき次に掲げる資格審査について申請を受け付ける。

(1) 新規受付分

平成27年1月1日を基準日とする入札参加資格について、平成28年1月1日から平成29年12月31日までを有効期間とするものを新たに取得するための資格審査

(2) 業務種目変更受付分

平成27年1月1日を基準日とする入札参加資格について、その業務種目を変更（増減）するための資格審査

2 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格要綱に基づき申請書及び申請書類を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

3 申請書類の提出場所及び申請書類の用紙の配布場所

(1) 申請書類の提出場所

資格審査を申請する業務種目ごとに別表に掲げる申請窓口とする。

なお、各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。以下同じ。）、東牟婁振興局申本建設部総務管理課及び警察本部会計課を経由して提出することができる。

(2) 申請書類の用紙の配布場所

別表に掲げる申請窓口並びに各振興局地域振興部総務県民課、東牟婁振興局申本建設部総務管理課及び警察本部会計課とする。

なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

4 資格審査申請の期間

資格審査の申請ができる期間は、平成27年10月1日（木）から同月30日（金）までとする。

5 申請書類に用いる言語等

申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

6 資格審査の結果の通知

申請者には、参加資格要綱に基づき資格審査の結果を文書により通知する。

7 入札参加資格者の公表

入札参加資格を有すると認められた者については、参加資格要綱に基づき所定の事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県のホームページに掲載して公表する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、平成28年1月1日から平成29年12月31日までとする。

9 競争入札等の公示

別表に掲げる業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約（建設工事、建設工事に係る調査、測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。）について条件付き一般競争入札等を行う場合は、和歌山県のホームページ等に掲載して公示する。

10 問合せ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

郵便番号 640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2293

別表

役務の提供等の契約に係る業務種目及び申請窓口一覧表

業務種目		申請窓口	業務種目		申請窓口	
大分類	小分類		大分類	小分類		
1 建築物の保守管理	1 建築物清掃	管財課	2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理	1 除草	管財課	
	2 建築物周辺清掃・保守			2 樹木管理・芝生管理（剪定・殺虫消毒を含む。）		
	3 建築物飲料水貯水槽清掃		3 撤去作業、凍結防止	1 船舶等解体		3 道路凍結防止
	4 ボイラーの運転・清掃・保守			2 ポート等撤去		
	5 建築物ねずみ昆虫等防除			3 道路凍結防止		
	6 シロアリ駆除		4 警備	1 建物警備		5 交通誘導・交通整理・警備
	7 浄化槽保守			2 機械警備		
	8 給排水・換気設備等保守			3 港湾・空港施設警備		
	9 冷暖房設備等保守（ボイラー式のものとは「4」による。）			4 防犯パトロール		
	10 電気設備等の運転・監視			5 交通誘導・交通整理・警備		
	11 電気設備等保守		5 廃棄物処理	1 産業廃棄物処理（収集・運搬）		6 情報処理
	12 音響、放送、時計設備等保守			2 産業廃棄物処理（中間処理・処分）		
	13 有線通信設備保守			3 一般廃棄物処理（収集・運搬）		
	14 無線通信設備保守		6 情報処理	1 システム調査・分析		情報政策課
	15 テレビ電波障害対策設備保守			2 システム開発・改良・運用・保守		
	16 中央監視設備等保守			3 ハードウェア保守		
	17 昇降機等保守			4 情報処理サービス		
	18 自動ドア保守			5 インターネットコンテンツ作成・運用		
	19 附帯設備保守			6 データ処理		
	20 建具・床等保守					
	21 危険物施設保守					
	22 消防設備保守					
	23 避雷設備保守					
	24 建築物空気環境測定					
	25 建築物等の点検					
	26 建築設備の点検					

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
7 特殊設備 保守管理 (建築物に 係るものを 除く。)	1 プールろ過装置保守管理	総務 事務 集中 課
	2 遊具・砂場保守管理	
	3 駐車場設備保守管理	
	4 展示・映像・照明・音響設備保守管理	
	5 ガス配管設備保守管理	
	6 道路・河川・港湾設備保守管理	
	7 船舶給水設備操作・保守管理	
	8 空港消防設備消防業務・保守管理	
	9 船舶保守管理	
	10 船舶無線設備の保守管理	
	11 排水・脱臭処理設備保守管理	
	12 海水・雨水処理装置保守管理	
	13 工業用水道施設運転・保守管理	
	14 工業用水道設備点検・保守管理	
	15 交通安全設備・緊急通報装置点検・保守管理	
8 機械等保 守管理 (建築物に 係るものを 除く。)	1 分析機器保守管理	総務 事務 集中 課
	2 計測機器保守管理	
	3 医療機器保守点検	
	4 事務機器・教育用工作機器保守管理	
	5 高圧ガス製造機器保守管理	
	6 機械ボイラー保守管理	
	7 スポーツ用品・トレーニング機器保守管理	
	8 自走建設機械・車両系荷役運搬機械保守管理	
	9 ガントリークレーン保守管理	
9 運送・保管	1 旅客運送	総務 事務 集中 課
	2 貨物運送	

業 務 種 目		申請 窓口		
大分類	小分類			
9 運送・保管	3 自動車運搬	総務 事務 集中 課		
	4 美術品運送			
	5 梱包・発送			
	6 保管			
	7 公用自動車運行・保守管理			
	10 企画・広 告・手配		1 メディア制作	総務 事務 集中 課
			2 広告・広報	
3 デザイン企画制作・写真撮影				
4 大会・イベント企画運営				
5 研修企画実施				
6 旅行手配				
7 賞状等筆耕				
8 速記・テープ起こし				
9 壺花生け込み・貸植木				
11 測定・検 査・調査 研究等	1 環境測定 (水質)	総務 事務 集中 課		
	2 環境測定 (土壌)			
	3 環境測定 (大気質)			
	4 環境測定 (騒音・振動)			
	5 アスベスト濃度測定			
	6 ダイオキシン類測定			
	7 理化学検査・食品検査			
	8 臨床検査 (医療機関外)			
	9 健康診断			
	10 被曝線量測定検査			
	11 調査研究・統計作業 (社会経済分野)			
	12 調査研究・統計作業 (自然科学分野)			
	13 地形調査・測量			

業務種目		申請窓口
大分類	小分類	
12 森林整備等	1 森林整備	森林整備課
	2 森林調査(Ⅰ)	
	3 森林調査(Ⅱ)	
	4 森林病害虫対策	
	5 森林測量	
13 給食	1 病院給食	森林整備課
	2 学校給食	
14 リース・レンタル	1 建物リース・レンタル	総務事務集中課
	2 医療機器リース・レンタル	
	3 事務機器リース・レンタル	
	4 電話機器リース・レンタル	
	5 自動車リース・レンタル	
	6 建設重機リース・レンタル	
	7 林業機械リース・レンタル	
	8 船舶リース・レンタル	
	9 資機材リース・レンタル	
	10 白衣類リース・レンタル	
	11 医療基準寝具類リース・レンタル	
	12 日用雑貨品リース・レンタル	
15 美術品・文化財保存	1 美術品保存修理	総務事務集中課
	2 文化財保存修理	
	3 文化財虫菌害防除	

業務種目		申請窓口
大分類	小分類	
16 人材	1 相談支援業務受託	総務事務集中課
	2 保育業務受託	
	3 通訳・翻訳事務受託	
	4 医療事務受託	
	5 総務事務・軽作業受託	
	6 人材派遣	
17 保険	1 損害保険	総務事務集中課